

沖縄県共同募金会 事業計画

活動への参加促進
各支会、分会及び地区社研協働の各種広報イベントの協力

I・事業運営の方針

共同募金運動は、昭和22年から実施し、今年は共同募金運動60年の年である。当時は社会福祉施設等の資金援助が中心で、その後は在宅福祉の分野へ、今日では地域福祉を中心とする。福祉活動団体への支援を行い、民間の社会福祉活動を資金面で支えてきた。

一方、わが国は、戦後形作られた諸制度が社会経済的な面で実態の見直しが必要とされていることからも、安心できる社会を構築していくための、民間の福祉活動に対する期待はますます増大している。

このような状況を受けて、本年度も都道府県共同募金会と歩調を合わせて運動を展開するとともに、県民に信頼される共同募金運動を推進するため、各支会・分会との緊密な連携の下に、次のことを重点として事業を実施する。

- ①募金趣旨の徹底と募金増額
- ②配分金使途の明確化
- ③支会・分会の基盤強化
- ④社会福祉協議会との積極的協働



II・事業実施項目

(1)募金趣旨の徹底と広報活動の推進

共同募金運動の今日的意義を広く県民に知らしめ、理解と協力を得るため、広報活動を強化する。

- ◆全国共通資材の活用(赤い羽根、ポスター、壁新聞、募金箱等)
- ◆広報チラシ及び募金資材の作成提供

(2)配分委員会の開催と受配明示の徹底

配分申請事業の緊急性・重要性を公平に総合調整し、配分額の適正を図るため配分委員会を開催するとともに、受配事業を広く県民に知らせるため配分明示の徹底を図る。

- ◆「県社協ホームページ共同募金コーナー」及び各種報道機関による配分結果公表

(3)共同募金広報チラシの県下全世界への配布

共同募金運動啓発用懸垂幕の作成掲示及びバス車輛等へのチラシの掲示

- ◆福祉童話等募金資材を活用しての福祉教育の推進
- ◆インターネットによる配分情報及び使い途の周知

(4)ビデオ等を活用した共同募金使途の広報

ビデオ等を活用した共同募金使途の広報

- ◆報道機関との連携強化
- ◆テレビ・ラジオスポットの放映、放送
- ◆社会福祉関係者への啓発と募金

(5)赤い羽根シール」「赤い羽根表示板」の配布、掲示の徹底

「赤い羽根シール」「赤い羽根表示板」の配布、掲示の徹底

- ◆受配施設、団体の機関紙による配分事業広報の徹底

(6)会務の運営

会務の効率化を図り、円滑な運営を行うために、会計規程と経理様式を全国統一のモデル会計規程に改めるとともに理事会・評議員会及び各種委員会を次のとおり開催する。

- ◆会務の運営
- 理事会 年3回
- 評議員会 年1回
- 監事會 年2回
- 共同募金会配分委員会 年2回
- 公益資金助成事業推薦委員会 年2回

(7)災害たすけ合い運動の実施

広域で災害が発生した場合「災害支援制度」に基づく全国的な連絡調整及び被災県共同募金会に対する支援態勢の整備を図ることも、「災害支援制度実施要領」に基づいて、災害積立金等による支援金の支出と災害ボランティア派遣する。

また、県内、県外で大きな災害が発生した場合に災害義援金募集を実施する。

- ◆各支会、分会及び地区社研協働の各種広報イベントの協力
- ◆各支会、分会事務局長・職員研修会の開催
- ◆各種会議等への役職員の派遣
- ◆共同募金説明会の開催促進
- ◆寄付金取扱事務資料の作成配布
- ◆内部監査の徹底指導

(8)災害たすけ合い運動の実施

本会と県社協が共催し、各支会・分会及び市町村社協が実施主体となり、各報道機関の協力を得て県への運動趣旨の周知を図る。また、配分については運動の趣旨に沿って配分し、効果的な支援活動を行う。

(9)顕彰の実施

共同募金、歳末たすけ合い運動に功労のあつた個人及び団体に対し県社会福祉大会で顕彰を行う外、適宜多額寄付者に対し感謝状を贈る。また、全国社会福祉大会長表彰、厚生労働大臣感謝状授与の申請を行う。

(10)情報開示に係る整備促進

本会における事業運営の透明性を推進するため、各都道府県共同募金会と連携を取りながら情報公開規程等に基づく情報公開を行う。

**社会福祉法人
沖縄県共同募金会**
〒 903-0804
沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1
沖縄県総合福祉センター
TEL.098-882-4353
FAX.098-882-4270

<http://www.okishakyo.or.jp/html/kyoubo/>